

## ■H23年度 市町村における児童虐待防止対策の取組状況

| 項目  | 項目の解説   | 例:A市              |
|---|---|-------------------|
| <b>&lt;基本的データ&gt;</b>                               |   |                   |
| 1 児童人口(0~17歳)                                       | 平成23年10月1日時点「年齢階級市町別人口」(住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口)による   | 30,000            |
| A 2 妊娠届出数   | 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)状況(H23年度)による  | 300               |
| 3 児童虐待相談件数(市町村受付分)                                  | 福祉行政報告例(H23年度)による、市町村が対応した児童虐待相談件数<br>(新たに児童記録票を起こしたケース・対応が完了したのち、再び相談に応じたケース等)   | 40                |
| <b>&lt;母子保健分野の状況&gt;*現認率はH24.6.15時点</b>             |   |                   |
| 1 母子健康手帳の交付(妊娠届出)時の保健師の面接実施率                        | 面接実施率 = 妊娠届出数(A2) ÷ 保健師による面接を受けた者の数   | 100%              |
| 2 乳児期(3~5ヶ月)健康診査受診率                                 | 各健康診査実施状況(平成23年度に基づく)   | 92%               |
| 3 同未受診児の現認率 *                                       | ○健康診査受診率 = 実人員 ÷ 対象人員 × 100   | 75%               |
| B 4 1歳6ヶ月児健康診査受診率                                   | ○現認率 = 現認実施者数 ÷ 未受診者数 × 100<br>「現認の実施」とは、保健師等の専門職が直接対象者に会って確認することをいう  | 88%               |
| 5 同未受診児の現認率 *                                       | * 現認率は、23年度の未受診児について、引き続き現認に取り組む市町村があるため、平成24年6月15日時点の数値を記載   | 55%               |
| 6 3歳児健康診査受診率  | * 現認率は、23年度の未受診児について、引き続き現認に取り組む市町村があるため、平成24年6月15日時点の数値を記載   | 82%               |
| 7 同未受診児の現認率 *                                       | 未実施の場合は、「-」で表示  | 20%               |
| 8 母子保健領域のネットワーク(産科医療機関等と市町村の連絡体制)参画                 | ネットワークの詳細は、資料2-3「妊娠期からの連携体制のめざす姿」を参照<br>H23年度は、モデル事業として桜井保健所管轄の全10市町村が参画  | —                 |
| <b>&lt;子育て支援事業の状況&gt;</b>                           |   |                   |
| 1 乳児家庭全戸訪問事業の実施(こにちは赤ちゃん事業)                         | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、市町村から派遣されたスタッフ(保健師、助産師、民生・児童委員等)が訪問し、育児に関する様々な不安や悩みに応じ、子育て支援に関する情報提供等を行う事業を実施している市町村   | ○                 |
| 2 同事業の訪問率   | 訪問率 = 訪問家庭戸数 ÷ 訪問対象戸数 × 100   | 85%               |
| C 3 養育支援訪問事業の実施                                     | 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、市町村から派遣されたスタッフ(保健師、助産師等)が訪問し、養育に関する具体的なアドバイスや育児・家事援助を行い、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業を実施している市町村及び、同事業の年間訪問件数   | ○                 |
| 4 同事業の年間訪問件数  | 問件数   | 10                |
| 5 電話・来所相談件数(児童虐待除く)                                 | 福祉行政報告例(H23年度)による、市町村が対応した相談件数<br>(新たに児童記録票を起こしたケース・対応が完了したのち、再び相談に応じたケース等)   | 120               |
| 6 未所属児童の現認  | 就学前の児童が幼稚園や保育園等どこにも属していない場合(未所属児童)、その児童を市町村関係機関等の支援者が直接会って確認している市町村   | ○                 |
| 7 民生・児童委員を活用した子育て支援事業                               | 民生・児童委員の活用による子育て支援の実施事業を記載  | 乳児家庭全戸訪問事業        |
| <b>&lt;広報啓発の状況&gt;</b>                              |   |                   |
| D 1 オレンジリボンキャンペーンの実施                                | 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、市町村のイベント等を活用し、児童虐待防止の普及啓発を行う市町村   | ○                 |
| 2 その他の啓発  | 上記以外に、住民に対し児童虐待防止のための啓発を実施している市町村(広報誌への掲載等)   | 市の広報紙に掲載(4月、10月)  |
| <b>&lt;児童虐待への対応状況&gt;</b>                           |   |                   |
| E 1 要対協個別ケース検討会議開催回数                                | 市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会(要対協)において、現に関係機関が対応している虐待事例について、情報共有や支援方針、役割分担などの協議等を行う会議の開催回数   | 30                |
| 2 家庭児童相談員の配置  | 福祉事務所等に設置されている家庭児童相談室や児童相談窓口等において、子育てについて様々な課題を抱える保護者、支援が必要な児童に対し、面接や訪問等を通じての相談業務を行う職員を配置している市町村  | ○                 |
| 3 児童虐待関連業務への実質対応職員数                                 | 市町村児童虐待対策主管課の担当職員において、児童虐待関連業務の専任・兼任の割合の和を算出したもの<br>(例: 担当職員3名で、各職員の兼任の割合がそれぞれ0.5であった場合、実質対応職員数は1.5となる)   | 1.5               |
| 4 実質職員1人当たりの虐待対応件数<br>(市町村児童虐待相談件数(A3)／実質対応職員数(E3)) | 実質職員1人当たりの虐待対応件数 = 市町村児童虐待相談件数(A3) ÷ 実質対応職員数(E3)  | 26.7              |
| 児童虐待対応のための体制拡充                                      | 市町村による児童虐待対応への体制拡充の例<br>・相談環境の整備(備品購入・改修等による環境整備)<br>・乳幼児健診・未所属児童にかかるシステム構築(乳幼児健診未受診児や未所属児童の実態把握のための情報管理システムの改修等)<br>・職員の増員(家庭相談員、要対協調整職員等の増員)<br>・研修会の開催(市町村独自の児童虐待防止に関連する研修会の開催)<br>・その他(市町村独自の虐待対応マニュアルの作成等) | ・職員の増員<br>・研修会の開催 |